

換気対策支援事業（R5補正）FAQ（私立学校分）

R6.1.19 (Ver.1)

		Question	Answer	備考
Q 1	総論	本事業概要如何。	学校において適切な換気の確保を行うことは、感染症の予防等、児童生徒の健康に資するものであることから、安心安全な学習環境を整備するため、学校における換気対策に係る取組に要する経費を補助支援する。	
Q 2	総論	本事業の執行スケジュールはどのように考えているのか。	3月初旬には交付決定を行う予定。	
Q 3	会計処理	国の予算科目如何。	(組織) 文部科学本省 (項) 初等中等教育振興費 (大事項) 健やかな体の育成に必要な経費 (目) 学校保健特別対策事業費補助金	※都道府県が国庫支出決議書を起こす際、大事項を「豊かな心の育成に必要な経費」として科目を誤る例が頻発しているため、留意すること。
Q 4	会計処理	補助金の支払いについて、精算払いとなるのか、概算払いとなるのか。	令和5年度中に事業が完了する自治体については、額の確定を行った上で、精算払いとなる予定。何らかの事情により遅延が生じ翌年度への繰越を行った自治体については、令和6年度に概算払協議が整った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができることとなる。	
Q 5	会計処理	令和6年度に、改めて追加募集を行う予定はあるのか。	令和5年度事業における予算残額が生じた際に、文部科学省において翌年度への繰越し手続きを完了した場合には、令和6年度における交付申請を受け付ける予定である。詳細については執行状況を鑑み別途連絡するので注視いただきたい。	
Q 6	繰越手続	本事業は来年度に繰り越して執行することは可能か。	令和5年度に事業を完了していただくことが原則となるが、本事業の予算は繰越明許費として国会の議決を経ているため、交付決定後、何らかの事情により事業が遅延した際には翌年度への明許繰越が可能。なお、管轄の財務局等へ繰越協議を行う際は、明許繰越ではなく翌債にて手続きを行うこと。	
Q 7	繰越手続	翌債とはどういう意味か。	繰越明許費に係る経費について、予算執行上やむを得ない事由（予算参照書の丙号繰越明許費要求書に掲げる事由）がある場合には翌年度にわたって支出するという債務を負担（翌債）することができるようになっており、このことを翌債と言う。具体的には、令和5年度に交付決定を受けた補助事業について、予算執行上やむを得ない事由により令和5年度と令和6年度にわたって債務を負担（文部科学省の交付決定を指す。）するような場合が該当し、そのため、令和5年度に交付決定を受けた本補助事業を翌年度（令和6年度）へ繰越す必要がある場合については、翌債として会計処理を行うこととなる。翌債手続き等の詳細については、財政部局等に確認いただきたい。	(参考) 翌債と繰越し（明許繰越し）について ・翌債は契約期間の制度であり、繰越しは歳出予算の使用についての制度である。 ・翌債とは、今年度と翌年度にまたがった契約（債務負担）期間とすることであるが、契約（債務負担）には予算使用が付随するので、自動的に、その予算使用も今年度と翌年度にまたがることになる。この場合、翌年度に属する期間に対応する金額については、同時に繰り越しすることが必要となる。
Q 8	繰越手続	翌債の承認と、明許繰越の承認はそれぞれ取らないといけないのか。	手続きの事務簡素化の観点から、翌債の承認を経た経費について明許繰越をしようとする場合に、一定の要件の下、財務大臣の承認があったものとして各省各庁の長限りで繰越処理をすることができる。そのため、翌債の承認を経た経費については、原則、明許繰越の承認手続きは不要。	(以下の2つの要件を両方満たすことが必要) ①翌債が財務局長等の承認を経たところから従って行われ、かつ、財務局長等の承認を経た事項及び事由によるものであること。 ②繰越予定額が、翌債について財務局長等の承認を経た際の承認要求書に記載されている「翌年度所属として支出すべき金額」の範囲内であること。 ※繰越予定額が「翌年度所属として支出すべき金額」を超える場合には、改めて明許繰越として、財務局長等の承認を経る必要があるため注意。（本補助事業は、令和5年度中には概算払いを行わないため「交付決定額」＝「翌年度所属として支出すべき金額」となる）
Q 9	繰越手続	翌債の承認が下りた後、翌債事務の委任を受けた支出負担行為担当官等が行う繰越処理の手続きはどのように行うのか。	翌年度への繰越額が確定したら、繰越額確定計算書を作成し、文部科学大臣宛てに送付すること。その後、文部科学大臣において、財務大臣及び会計検査院宛てに繰越済通知書を送付することで、翌年度への繰越処理が完了することとなる。	※地方繰越の手続き後、文部科学省への報告が漏れていた事例があったため、留意すること。 ※設置者が交付決定を受けた額のうち、一部のみを繰り越し、一部を事業完了として精算払いの手続きを行うことはできないため、留意すること。

Q10	繰越手続	「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」の部局等、項、目並びに事項はどのように記載したらよいか。	以下のとおり記載いただきたい。 (組織) 文部科学本省 (項) 初等中等教育振興費 (目) 学校保健特別対策事業費補助金 (事項) 感染症対策等支援事業(〇〇県又は〇〇市など)(R5補正) ※上記は繰越事項。予算事項は「健やかな体の育成に必要な経費」を選択。	
Q11	換気対策支援	いつからの契約が補助対象となるのか。	交付決定後に事業着手(契約締結)した事業が補助対象となる。	
Q12	換気対策支援	CO2モニター、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機以外の物品は申請できるか。	できない。	
Q13	換気対策支援	HEPAフィルタ付空気清浄機には、TPAフィルタ付空気清浄機は含まれるか。	HEPAフィルタ付空気清浄機のみ対象。 (HEPAフィルタ付であることを必須とし、それ以外の同等性能を持つフィルタ等付は対象外)	
Q14	換気対策支援	サーキュレータには、扇風機等は含まれるか。	含まれない。換気対策として空気の循環を目的とするサーキュレータが対象。	
Q15	換気対策支援	令和6年度から学級数が増える学校があるが、CO2モニターを見込みで申請することはできるか。	できない。令和5年5月1日現在の学級数により申請すること。	
Q16	換気対策支援	交付決定時の学校ごとの配分額が余った学校がある場合、別の学校に流用して使用してよいか。	不可。	(例) 交付決定時の学校ごとの配分額がA学校10万円、B学校10万円である場合、A学校で8万円使用し、余りの2万円をB学校で配分額10万円と合わせて12万円使うことはできない。B学校で使えるのは10万円まで。
Q17	換気対策支援	申請時に提出した事業計画書の内容から物品の種類や台数、単価を変更して執行してもよいか。	原則、事業計画書の内容のとおり執行すること。特別の事情があり変更の必要がある場合は個別にご相談頂きたい。	

Q 1 8	換気対策支援	補助対象物品の購入額が申請時の予定額よりも低く、交付決定時の学校ごとの配分額が余った学校がある場合、別のもの（付属品等）を購入してもよいか。	不可。	
Q 1 9	換気対策支援	付属品は補助対象か。	換気対策用物品の付属品（空気清浄機の交換用フィルターや物品を使うための延長コード等）は補助対象外。ただし、物品本体の契約に含まれている付属品については切り分けて補助対象外とする必要はない。（ex.HEPAフィルタ付空気清浄機に替えのフィルターが付属でついている場合、付属のフィルター分を切り分けて補助対象外とする必要はない。）	
Q 2 0	換気対策支援	HEPAフィルタ付空気清浄機以外の空気清浄機は学校に2台以上整備済みだが、HEPAフィルタ付空気清浄機は0台である場合、申請可能か。	可能。	
Q 2 1	換気対策支援	物品をレンタルする場合の経費は補助対象か。	補助対象外。購入に係る経費のみ補助対象。	
Q 2 2	換気対策支援	「加湿機能付きHEPAフィルタ付空気清浄」や「温風サーキュレータ」など、補助対象物品に別の機能が搭載された物品は補助対象か。	補助対象外。CO2モニター、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄のみが補助対象。	
Q 2 3	換気対策支援	体育館等に設置する物品は補助対象か。	補助対象。ただし、CO2モニターの上限台数は学級数に対しての台数であることに留意すること。	